



兵庫労働局発表
平成24年10月29日

担	兵庫労働局労働基準部監督課		
当	課長	矢野 総一郎	
	主任監察監督官	福田 恵匡	
	電話	078 (367)9151	

平成23年度の兵庫労働局における賃金不払残業に対する 監督指導結果について

～50企業で約3億9千万円を遡及支払～

- 1 兵庫労働局（局長 前田 芳延）では、平成23年度（平成23年4月から平成24年3月末まで）に管下11労働基準監督署において、賃金不払残業（所定労働時間外に、労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせているもの。）があったとして、労働基準法第37条違反の是正を指導し、割増賃金等を追加して支払させた事案（遡及支払額が1企業当たり100万円以上のもの。）について、その結果を取りまとめた。
結果の概要は、別紙1のとおりである。
- 2 賃金不払残業の解消対策については、兵庫労働局では、厚生労働省が策定した別紙2の「賃金不払残業総合対策要綱（平成15年5月23日付け）」に基づき、各種対策を推進している。
- 3 しかしながら、今なお労働時間管理に問題が認められ、是正指導を必要とする事案がみられるため、今後においても、労使が主体的に取り組むべき事項の周知啓発、「労働時間適正化キャンペーン（11月）」の実施、同キャンペーンの期間中に集中的な監督指導の実施等、労働時間管理の適正化のための各種対策を引き続き推進することとしている。

賃金不払残業に対する監督指導による是正結果 (平成 23 年度における遡及支払分)

1 対象事案

定期監督及び申告に基づく監督を行い、労働基準法第 37 条に定める割増賃金等の支払が履行されていないものについては是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金が平成 23 年度（平成 23 年 4 月から 24 年 3 月まで）中に遡及して支払われたもののうち、その額が 1 企業の合計で 100 万円以上のもの。

2 兵庫労働局の割増賃金の遡及支払の状況（表 1～2）

- (1) 遡及是正企業数は 50 企業、遡及支払を受けた労働者の合計は 3,570 人、遡及支払額の合計は 3 億 8788 万円であった。
- (2) 1 企業当りの平均金額は、約 776 万円であり、労働者 1 人当たりの平均金額は約 11 万円である。
- (3) 遡及是正企業数を業種別にみると、製造業が 16 企業と最も多く、商業の 10 企業がこれに次ぐ。

遡及支払を受けた労働者数は、教育・研究業が 936 人と最も多く、次いで製造業の 906 人であり、二業種で全体の約 52%を占めている。

- (4) 1 企業当たりの遡及支払額が 1 千万円以上のものをみると、企業数は 7 企業、遡及支払を受けた労働者の合計は 2,137 人、遡及支払額合計は 2 億 7,272 万円である（1 企業当たりの平均金額は 3,896 万円、労働者一人当たりの平均金額は約 13 万円）。

また、業種別にみると、製造業、金融・広告業、教育・研究業がそれぞれ 2 企業となっており、対象労働者数では教育・研究業が 894 人と最も多く、遡及支払額では金融・広告業が 1 億 357 万円と最も多い。

3 兵庫労働局の割増賃金遡及支払事案の推移（表 3）

平成 23 年度の遡及是正企業数（50）は、平成 22 年度の遡及是正企業数（46）と比較して、約 11%増加している。

また、労働者数（3,570 人）は、平成 22 年度とほぼ同数であり、遡及支払額（3 億 8788 万円）は、平成 22 年度と比較して約 23%減少している。

監督指導による賃金不払残業(いわゆるサービス残業)の是正結果

兵庫労働局

表1. 100万円以上の割増賃金の是正支払事案

業種	企業数	対象労働者数(人)	割増賃金支払額(万円)
製造業	16	906	13336
建設業	0	0	0
運輸交通業	3	39	936
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	10	351	2999
金融・広告業	4	813	11662
映画・演劇業	0	0	0
通信業	0	0	0
教育・研究業	4	936	6020
保健衛生業	6	180	1964
接客娯楽業	3	195	1178
清掃・と畜業	1	29	121
官公署	0	0	0
その他の事業	3	121	572
計	50	3570	38788
		1企業数平均額	776
		1労働者平均額	11

表2. 1000万円以上の割増賃金の是正支払事案

業種	企業数	対象労働者数(人)	割増賃金支払額(万円)
製造業	2	500	10151
建設業	0	0	0
運輸交通業	0	0	0
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	1	200	1416
金融・広告業	2	543	10357
映画・演劇業	0	0	0
通信業	0	0	0
教育・研究業	2	894	5348
保健衛生業	0	0	0
接客娯楽業	0	0	0
清掃・と畜業	0	0	0
官公署	0	0	0
その他の事業	0	0	0
計	7	2137	27272
		1企業数平均額	3896
		1労働者平均額	13

表3 兵庫労働局の100万円以上の割増賃金遡及支払事案の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
企業数	47	36	31	46	50
対象労働者数	7,468	4,785	2,258	3,575	3,570
遡及支払額	428,085	74,259	27,192	50,676	38,788

(注)対象事案は、定期監督及び申告に基づく監督を行い、労働基準法第37条違反を指摘し、各年度(4月から3月末まで)に遡及是正させたものであって、遡及支払額が1件100万円以上のもの。

賃金不払残業総合対策要綱

平成15年5月23日

厚生労働省

1 趣旨

賃金不払残業（所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせること。以下同じ。）は、労働基準法に違反する、あってはならないものであり、その解消を図るために、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」（平成13年4月6日付け基発第339号。以下「労働時間適正把握基準」という。）を発出し、使用者に適正に労働時間を管理する責務があることを改めて明らかにするとともに、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等を具体的に示したところであり、厚生労働省としても、その遵守徹底に努めてきたところである。

しかしながら、現状をみると、未だ労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用など使用者が適正に労働時間を管理していないことを原因とする割増賃金の不払いなどの状況もみられるところである。

このため、事業場における賃金不払残業の実態を最もよく知る立場にある労使に対して主体的な取組を促すとともに、これまでの厚生労働省による対応をさらに強化することにより、適正な労働時間の管理を一層徹底するとともに、賃金不払残業の解消を図ることとする。

2 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の策定

適正に労働時間を管理するために労使関係者が講ずべき事項を盛り込んだ「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」を策定し、企業の本社と労働組合等の主体的取組を促すとともに、労働相談、集団指導、監督指導等あらゆる機会を通じて、使用者、労働者等に幅広く周知を図る。

3 「賃金不払残業解消キャンペーン月間」の実施

「賃金不払残業解消キャンペーン月間」を設定し、賃金不払残業の解消と適正な労働時間の管理に向けたキャンペーン活動を実施し、労使の主体的取組を促す。

4 都道府県レベルでの労使当事者の意識改革の推進

地域産業労働懇談会など都道府県単位で労使の参集を得る場を活用し、労働時間の管理の適正化の周知徹底と気運の醸成を図る。

5 的確な監督指導等の実施と「賃金不払残業重点監督月間」の設定

(1) 的確な監督指導等の実施

本省、都道府県労働局、労働基準監督署が一体となって労働時間適正把握基準の周知徹底を行うとともに、的確な監督指導を実施し、特に法違反が認められかつ重大悪質な事案については、司法処分を含め厳正に対処する。

本社等において各部署に対して適正な労働時間の管理について一定の指示等を行っているにもかかわらず、各部署において賃金不払残業の疑いがある場合には、監督指導時に、必要に応じ、労働組合等からも事情を聴き、その実態を十分に把握した上で、改善指導を行う。

(2) 「賃金不払残業重点監督月間」の設定

「賃金不払残業重点監督月間」を設定し、賃金不払残業に係る重点監督を実施する。

また、上記3に掲げる「賃金不払残業解消キャンペーン月間」においても、その実施に合わせて、重点監督を実施する。

6 賃金不払残業に係る事例の取りまとめ

賃金不払残業に係る今後の監督指導の状況を踏まえつつ、必要に応じて、賃金不払残業についての送検事例、是正事例等を収集・整理の上、取りまとめて公表する。